

○地域包括支援センターの職員配置について

地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員配置については、人員確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターの支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定等、柔軟な職員配置を行うことが可能となっています。



本市においても、今後はセンターの職員配置基準について

- ① 複数のセンターの担当する区域の第1号被保険者数を合算すること
- ② 常勤換算方法を適用すること
- ③ 人員確保が困難な場合においても2職種は配置すること

について適用したいと考えています。

なお、主任介護支援専門員に準ずる者の範囲として、従来の設定に加えて、センターが育成計画を策定しており、センターの現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者、とされています。